


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<労務>

## 医療機関の受診は、マイナ保険証で！

廃止



注1

2024年12月2日 新規発行終了  
2025年12月2日～ 利用不可

注2



※内容のご質問等については、TEL 0258-35-2821 担当 高野・西脇 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関する事、経営に関する事を各専門家がワンストップでご相談に応じます。

『医療機関の受診は、マイナ保険証で！』

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は廃止となり、マイナ保険証等による医療機関受診へと移行します。  
※マイナ保険証・・・マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの

#### マイナ保険証利用のためのステップ

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナ保険証の利用登録

以下の場所からマイナンバーカードに保険証利用登録が必要です。

- ・医療機関窓口のカードリーダー（受診時、その場で登録可能です）
- ・セブン銀行 ATM
- ・マイナポータル

#### 注1)

2021年10月20日 マイナンバーカードの健康保険証利用がスタート  
2024年12月2日 **制度改正 健康保険証廃止（新規発行終了）**  
（経過措置期間1年 発行済の健康保険証は利用可能）  
2025年12月2日 **健康保険証利用経過措置期間終了**  
→以降は、現行の健康保険証は利用できなくなります。

} この期間は  
現行保険証・マイナ保険証  
どちらも利用できます。

※2024年12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない、または、マイナ保険証の登録をしていない方には、「健康保険資格確認書」（材質・サイズ・形状は健康保険証と同様）が順次発行され、医療機関へ提示することにより従来通りの保険診療を受けることができます。

※医療機関窓口でカードリーダーが設置されていない場合、事業主を経由して発行される「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示することで保険診療が可能となります。

#### 注2) マイナ保険証利用によるメリット

- ・診療・薬のデータを医師・薬剤師と共有し、それに基づく適切な医療・処方箋を受けることができる。  
※データ提供に本人の同意が必要です。
- ・医療費が従来の保険証利用と比べて、安くなる。
- ・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
- ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要。

マイナ保険証を使うことで、現行の保険証に比較し様々なメリットがあります。マイナンバーカードをお持ちの方は、是非ご活用ください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、これを機に作成してみたいかどうでしょうか。